

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成24年4月17日号
笠縫地区・双柳南部地区
☆☆合併号☆☆

～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業予定などについて～

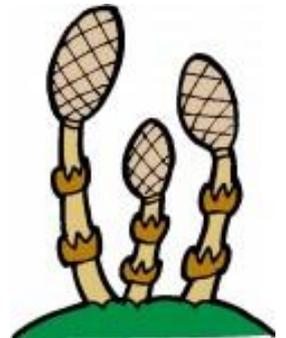
権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、今年度の笠縫地区及び双柳南部地区における事業予定などについてお知らせいたします。

§ 笠縫地区 §

【進捗状況について】（平成24年3月31日現在）

- | | |
|-----------|-------|
| ・ 仮換地指定率 | 94.4% |
| ・ 使用収益開始率 | 58.1% |
| ・ 建物移転済戸数 | 707戸 |
| ・ 建物移転率 | 83.1% |
- となっております。



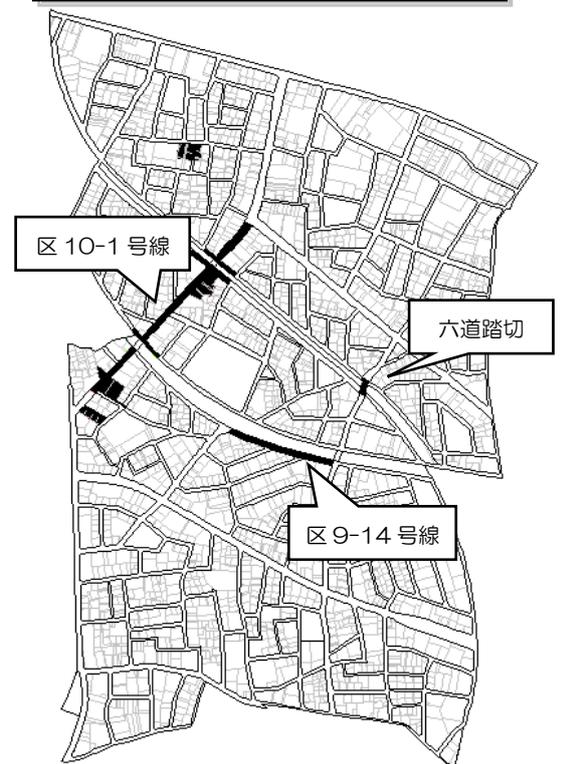
【平成24年度の実業予定について】

平成24年度におきましては、幹線道路の整備に向けて、区10-1号線、区9-14号線（別図参照）を中心に、JR八高線、西武池袋線の踏切開設に向けた道路整備工事を行う予定です。また、JR八高線六道踏切につきましては、現在の踏切の拡幅工事を実施いたします。

この区間が完成する事により、双柳岩沢線から西武池袋線元加治7号踏切の間が完成する事になります。これらの工事を行うにあたりまして、JR八高線六道踏切の通行止及び工事箇所の迂回等が発生いたします。詳細な期間、迂回路等につきましては、今後周知させていただきます。また、工事期間内におきましては、皆様方に変ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

建物移転等につきましては、幹線道路整備に関連した

24年度道路整備工事等箇所図



移転等を予定しておりますので、関係権利者の方々への交渉を行ってまいります。

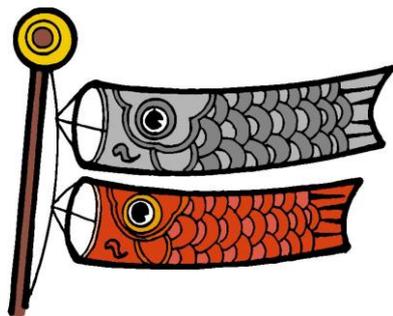
区10-1号線施工予定箇所



§ 双柳南部地区 §

【進捗状況について】（平成24年3月31日現在）

- ・ 仮換地指定率 61.2%
- ・ 使用収益開始率 35.3%
- ・ 建物移転済戸数 110戸
- ・ 建物移転率 16.2% となっております。

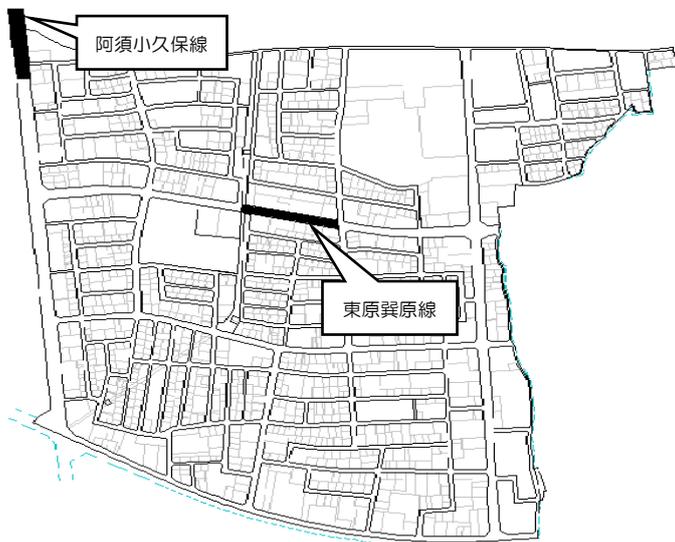


【平成24年度の事業予定について】

平成24年度におきましては、昨年度に引き続きまして阿須小久保線、東原巽原線の道路整備工事及び暫定雨水管整備を併せて実施する予定です（別図参照）。今年度の工事が完了する事によりまして、阿須小久保線と東飯能駅東口駅前通り線の交差点から東原巽原線を経由し、産業道路までの幹線道路が完成形で開通する事になります。

工事期間内におきましては、皆様方にご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

24年度道路整備工事等箇所図



阿須小久保線施工予定箇所



東原巽原線施工予定箇所



下水道課からのお知らせ（平成24年度工事予定）

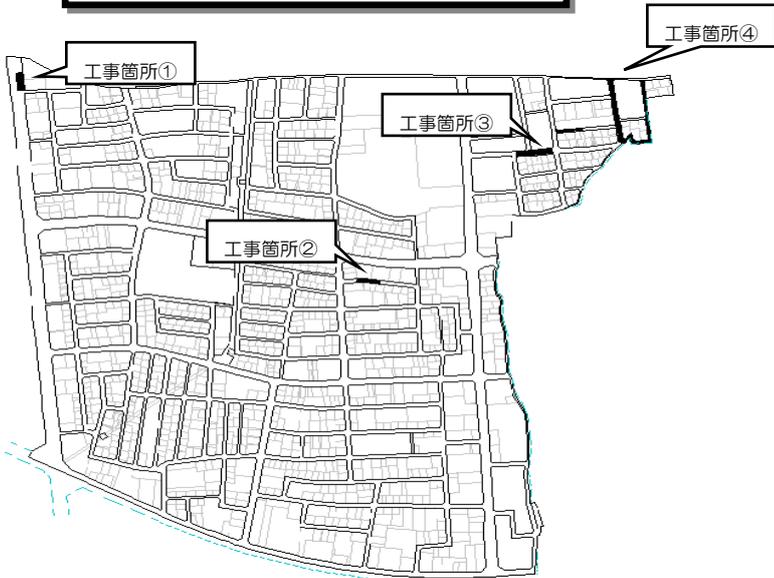
平成24年度の下水道工事箇所についてお知らせします。

双柳南部地区の工事は4箇所、笠縫地区の工事は3箇所を予定しています（工事箇所図参照）。

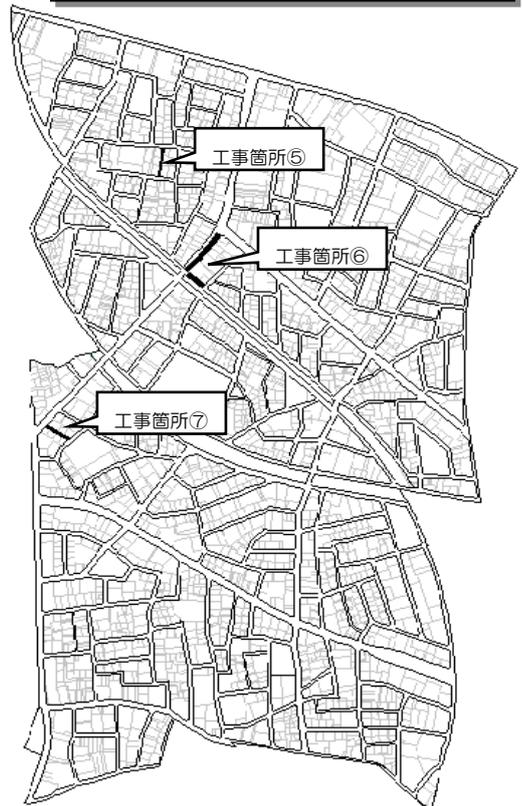
双柳南部地区の①～④については9月頃より工事を予定しています。笠縫地区の⑤については11月頃、⑥は10月頃、⑦は1月頃より工事を予定しています。

工事期間中は、皆さまに大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

双柳南部地内下水道工事施工箇所図



笠縫地区内下水道工事施工箇所



笠縫、双柳南部地区内における空間放射線量の測定結果について

市民の方が使用される事務所や一部開放している公園予定地などについて、市の環境緑水課にある測定器により空間放射線量の測定を行いました。

測定結果については、下表のとおりです。なお、数値は平均値です。

測定日：平成24年3月13日 晴れ

単位： $\mu\text{Sv/h}$

地区名	調査場所	調査地点	地上1cm	地上50cm
笠縫	土地区画整理事務所	2地点	0.09	0.09
	仮設住居（事務所西側）	1地点	0.10	0.09
	事務所西側公園予定地	2地点	0.08	0.07
	150街区6号公園予定地	2地点	0.08	0.08
双柳南部	学習センター南 子供公園	1地点	0.11	0.09
	1号公園予定地東側開放地	1地点	0.08	0.07

いずれの地点も除染が必要な $0.23\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）を超える地点はありませんでした。岩沢地区についても同程度の数値となっています。

土地区画整理事務所からのお願い

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また、宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、**事前確認を必ず**行っていただきますようご協力をお願いします。

○委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係などの調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させていただいております。代理の方は、土地所有者の方からの**委任状**が必要となりますのでご注意ください。

○権利変動の届出のお願い

区画整理地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。詳細につきましては、事務所までお問い合わせください。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所
住所 飯能市大字笠縫112-1
電話 042-973-8682
Eメール kukaku@city.hanno.saitama.jp